

意見書

平成 22 年 3 月 5 日

総務省
情報流通行政局
放送政策課または放送技術課 御中

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり
当社意見を提出いたします。

以上

別紙

以下のとおり意見を提出いたします

	該当箇所	当社意見
(別添 11) 207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案	二頁 三. 特定基地局の配置及び開設時期について	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 世帯カバー率が、認定より3年以内に50%、5年以内に90%を基準とすることは、事業の健全性及び発展の観点から妥当であると適切と考えます。 ▶ 認定より5年以内で全国の駅カバー率70%及び総合通信局の管轄区域ごとの駅カバー率50%を基準とすることは、事業の健全性及び発展の観点から妥当であると適切と考えます。 ▶ 認定より5年以内の道路施設カバー率50%を基準とすることは、事業の健全性及び発展の観点から妥当であると適切と考えます。 ▶ ただし、上記3項目の意見は地上アナログ放送の停波が2011年7月24日までに終了することを前提とさせていただきます。
	四頁 五. 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項 その他必要な事項について	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 開設計画の認定の申請をすることができる帯域幅を14.5MHzとし、申請の数が2以上の場合は比較審査により1の申請に対してするものとするのは、電波の能率的な利用の観点、利用者の利益確保の観点及び健全な事業の発展の観点から適切であると考える。 ▶ 対象とする14.5MHzの帯域幅をISDB-Tmm 一方式とすることで33セグの連結送信により、ガードバンドを不要とすることから、最も電波を能率的に利用することが可能であると考える。また、ISDB-Tをベースとしていることで、送信設備においてインフラコストを低減できるだけでなく、既存のソフトウェア・ハードウェア資産が有効に活用しやす

		<p>く、早期のエリアおよび事業拡大が見込まれ、受信機のユーザ利益確保からも市場の醸成に寄与するものとして ISDB-Tmm 方式が望ましいと考えます。</p>
	<p>十二頁 別表第三 開設計画の認定の比較審査基準</p>	<p>▶ 本開設指針案における開設計画の認定の要件及び比較審査基準においては、開設計画の合理性、具体性はもとより、特定基地局の運用によるマルチメディア放送事業を確実に開始し、継続的に運営するために必要となる財務的基礎、法令遵守及び利用者の利益確保に向けた体制、及び事業の健全な発達と運営への寄与等を総合的に問うものとなっており、適当と考えます。</p>

意見書

平成22年3月3日

総務省 情報流通行政局
放送政策課 御中

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、以下のとおり意見を提出します。

記

意見公募対象である「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」について、以下のとおり意見等を述べさせていただきます。

(別紙11)

207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案

五 3 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

- 1) 申請することができる周波数の帯域幅を14.5MHzとし、一方式を認定することに賛同します。
- 2) 技術方式はISDB-Tmmを支持します。33セグ一括送信実現による電波の有効利用ができ効率的なインフラ整備が可能になること、ISDB-T方式を拡張して作られた方式であることからワンセグ放送等のリソースを有効利用できることならびにISDB-Tsbとの親和性があるという観点から支持します。

以上

意見書

平成 22 年 3 月 4 日

総務省 情報流通行政局 放送政策課 御中

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」につきまして、別紙の通り意見を提出させていただきます。

該当箇所	意見
<p>207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案【別添11】</p> <p>五 当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項</p> <p>3 開設計画の認定は、前各項、前号及び別表第二に規定する要件並びに次に掲げる事項を含め、電波法第二十七条の十三第四項各号に規定する要件を満たしている申請の数が一の場合は当該申請に対してするものとし、二以上の場合はそれぞれの申請について別表第三の基準により比較審査を行い、当該申請のうち当該基準への適合の度合いが最も高い一の申請に対してするものとする。なお、電波法第二十七条の十三第三項の規定により公示された期間内に提出された開設計画の認定の申請については、前後なく受け付けたものとして、同等に扱い審査を行う。</p>	<p>ISDB-Tmm と MediaFLO の 2 方式で 14.5MHz の帯域を分け合いサービス展開することが既定路線であると考えておりました。この度の受託事業者を 1 社とされるというご提案につきまして、下記の通り賛同の意を表させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マルチメディア放送においては、様々な種類・サイズの、かつ数多くのコンテンツを、消費者に効率よく経済的に送り届けることが重要です。 ・放送システム委員会報告を拝見すると、帯域幅 8MHz 以下では、ISDB-Tmm 方式と MediaFLO 方式に有意な性能差は無いことが示されております。従いまして、技術方式を 2 とし受託事業者を 2 とされた暁には、技術的に特に有意な差が無く、かつ互換性のない、2 つのサービスが並立することになる可能性が高くなっておりました。このことが、コンテンツを効率よく経済的に送り届けることに対して阻害要因となることは、最近にも Blu-ray と HD DVD の 2 方式で経験したところであります。 ・他方、「携帯端末向けマルチメディア放送に係る参入希望調査」の結果公表内容を拝見すると、受託事業に参入を希望されている社は、いずれも 1 社で当該周波数帯域を全て使用することを希望されていることが明確となりました。 ・以上により技術方式を 2 とし受託事業者を 2 とすることに意味がないことが、技術面からと、事業を希望されている社のご意向とから示されております。 ・今般の、受託事業者を 1 社とされるご提案は、上記を踏まえたご英断であると考えます。また、このご判断は、技術的な検討を鋭意行われた放送システム委員会およびマルチメディア放送システム作業班の先生方のご努力ご見識に立脚するものと、深く敬意を表させていただきます。 ・受託事業者を 1 とする場合、所与の周波数帯域を一括して扱える ISDB-Tmm 方式が、最も効率よく経済的であることから、当該放送方式として採用されるべきと考えます。また ISDB-Tmm 方式は、自由度の高いセグメント連結・一括変調による送信と、地上デジタル放送と互換性の高い 13 セグメントまたは 1 セグメントの受信との組合せが、周波数利用効率が高く、早期に実用化が可能になり、かつ使用可能な周波数帯域幅へ柔軟に対応できる、世界にも誇るべき技術方式であると考えますので、当方式による国際展開も含め、今後の政策に期待致します。

意見書

平成22年3月5日

総務省情報流通行政局
放送政策課又は放送技術課 御中

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

以下のとおり意見を提出します。

	該当箇所	当社意見
<p>(別添 11) 207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案</p>	<p>四項 五. 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項について</p>	<p>特定基地局の開設計画の認定を申請するにあたり、帯域幅を 14.5MHz とし、申請の数が二以上の場合は別途定める基準に対する比較審査により一の申請に対してするものとするは、電波の能率的な利用、利用者の利益確保及び健全な事業の発展などの観点から適当であると考えます。</p> <p>33セグの連結送信を実現するISDB-Tmm 一方式(14.5MHzの帯域幅)とすることで、ガードバンドが不要となり、電波を最も能率的に利用することが可能となります。カバー率を早期に達成するためには送信設備のインフラコスト低減が重要であり、また本サービスを利用するユーザ利益確保の観点からもISDB-Tmm 方式の採用が望ましいと考えます。</p>

以上

意見書

平成 22 年 3 月 4 日

総務省 情報流通行政局
放送政策課 御中

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、以下のとおり意見を提出します。

記

意見公募対象である「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」について、以下のとおり意見等を述べさせていただきます。

(別添 11)

207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案

五 3 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

- 1) 申請することができる周波数の帯域幅を 14.5MHz とし、一方式を認定することに賛同します。
- 2) 技術方式は ISDB-Tmm を支持します。ISDB-T 方式を拡張して作られた方式であることからワンセグ放送等既存メディアのハード・ソフトのリソースを有効利用でき親和性があるという観点から支持します。

以上

意見書

平成 22 年 3 月 2 日

総務省情報流通行政局

放送政策課 御中

放送技術課 御中

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	ご意見
(別添 11) 開設指針案 別表第二 1-2 別表第三 1-2	方式の選択におきましては、昨今の国内携帯電話市場の飽和や未だ厳しい経済情勢の中で、受信設備の普及の観点から、グローバル市場での端末展開も容易であることを審査基準とされることを希望すると共に、今後、公正な競争環境下でマルチメディア放送サービスが発展するような制度整備が行われ、マルチメディア放送サービス市場が活性化し、利用者ニーズに対応したサービスが次々に生まれ、その結果、マルチメディア放送サービスの多様化、コンテンツ市場の振興に繋がることに期待致します。

平成 22 年 3 月 5 日

総務省情報流通行政局放送政策課 御中

意見書

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
11) 207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案 五 3 当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項	<p>開設計画の認定において、比較審査を行い一方式にすることに賛成致します。</p> <p>尚、具体的な方式につきましては、33セグメント一括送信が可能なことより効率的なインフラ構築ができること、ISDB-T方式がベースの地上波デジタル放送・ワンセグ放送等既存のハード・ソフトを有効活用できること、及びISDB-T方式の国際展開戦略との親和性が高いこと等の理由により、ISDB-Tmmを支持します。</p>

意見書

平成 22 年 3 月 3 日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	ご意見
(別添 11) 開設指針案 別表第二 1-3	<p>新しいメディアである携帯端末向けマルチメディア放送へは、従来型の放送のみならず、蓄積型やデータ放送による多種多様なサービスを期待しています。早期の市場成立にはユーザーの利便性が高く魅力的かつ低廉な受信端末の普及が必須であると考えます。</p> <p>受託放送事業者の選定に際しては、委託放送事業者において多種多様なユーザーニーズ並びにコンテンツホルダーの要望に対応できるよう、ストリーミング放送、蓄積型放送、データ放送がバランスよく、かつ柔軟に運用可能である点を熟考して頂きたいと思えます。</p>

意見書

平成22年3月5日

総務省情報流通行政局

放送政策課 御中

放送技術課 御中

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	ご意見
(別添 11) 開設指針案 三-3	受託事業者を1社とすることは、帯域の有効活用や委託事業者への設備費負担軽減、ユーザーへの負担軽減の観点からも賛成である。
(別添 11) 開設指針案 別表第二 1-2 別表第三 1-2	マルチメディア放送の事業成立の為には、多様な受信端末の普及が必須であることから、さまざまなメーカーが参入できるよう、普及への取組みについても審査基準とされることを希望します。
(別添 11) 開設指針案 別表第二 1-3 別表第三 1-3	委託放送事業者の円滑な事業参入や業務運営の観点からは、委託放送事業者が開発するサービスの提供に必要な機能が受託放送事業者により整備され、希望した委託放送事業者に対し当該機能が提供される仕組みが必要であると考えます。受託放送事業者の開設計画の審査においては、上記の点が考慮されている点も評価すべきと考えます。

意見書

平成22年3月5日

総務省情報流通行政局
放送政策課・放送技術課 御中

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	ご意見
<p>11) 207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案</p> <p>(五項)</p>	<p>〔意見〕</p> <p>利用者利益の保護を図るため、競争促進の観点から受託事業者の数は2とするべきであると考えます。</p> <p>〔理由〕</p> <p>平成20年7月にとりまとめられた携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書によれば、全国向け放送のハード事業者(受託事業者)数に関して、『サービスエリアのカバー率や屋内での受信環境の向上について競争の効果が期待されることを踏まえれば、ハード事業者の数を2とすることも考えられる』とあります。</p> <p>しかしながら今回の指針案では受託事業者の数は1とされており、懇談会報告書における競争の促進という観点が考慮されていません。</p> <p>特定基地局の世帯カバー率については利用者利益のために所定のカバー率となるよう義務付けされていますが、これは屋外の所要電界強度に基づく放送区域を前提としており、マルチメディア放送サービスにとって非常に重要な屋内の受信環境の整備は受託事業者1社のみの自主努力に委ねられることとなります。屋内の受信環境整備が不十分であれば結果として事業を継続するために必要な加入者の確保が困難になることが危惧されます。(懇談会報告書(29ページ)でも1のハード事業者とすると屋内での受信環境の向上は期待できないと指摘されています。)</p> <p>受託国内放送に係る参入希望調査では提案者三者が全ての帯域を希望されましたが、受託事業者が2の場合には本当に事業性を確保できないのかを十分に精査した上で受託事業者の数を見直すことが必要であると考えます。(少なくとも懇談会報告書がまとめられた段階において参入を検討している事業者は『ハード事業者が複数となっても事業性を確保できると考えている』と29ページに記載されています。)</p>

意見書

平成22年3月5日

総務省情報流通行政局
放送政策課御中

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙の通り意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>実施事業者（ハードウェア事業者）数 （「別紙11」の3. 開設計画の認定部分に関連）</p>	<p>適合の度合いが最も高い一の申請にのみ認定を行うことに賛同します。</p> <p>14.5MHzと言う限られた周波数資源の中、二者以上でサービスを行った場合十分な顧客満足を得ることができず、サービスの継続性に問題が生じると考えます。</p> <p>限られた需要の中での類似サービスの競合は顧客利益につながらない可能性があると考えます。</p>
<p>ISDB-Tmm方式の優位性に関して （平成15年総務省令第26号改正案部分、その他に関連）</p>	<p>候補の方式である「33セグメント連結方式」＝「ISDB-Tmm方式」と「周波数選択方式」＝「MedioFLO方式」の二方式のうちISDB-Tmm方式を支持します。</p> <p>14.5MHzと言う限られた周波数資源の中、多チャンネル映像や蓄積サービスを提供する上では可能な限り十分な帯域を確保する必要があると考えます。</p> <p>33セグメントを連結して柔軟に帯域を活用できるISDB-Tmm方式に対して、MedioFLO方式は4つの帯域から選択する方式であり、全帯域を満たすためには非効率なシステムを構築する必要があると推測されます。</p> <p>また、ISDB-Tmm方式は地上デジタル規格であるISDB-T方式を基としている為、既存システムとの親和性が高いと考えられます。この為、受信端末の開発に関してもワンセグからの展開が容易であると予想され、開発の短期化による事業性の確保が可能になると考えます。</p> <p>さらに国際競争力の観点からも、ISDB-T方式を採用している各国への普及の可能性を秘めたものであると考えます。</p>

意見書

平成 22 年 3 月 5 日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
207.5MHz以上 222MHz以下の周 波数を使用する 特定基地局の開 設に関する指針 案開設指針案 別表第二1-3 別表第三 1-3	<p>携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針にある「限られた周波数を利用して多様な事業者が参入し、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせて放送番組を提供できるような枠組みとすること」を実現する為には、マルチメディア放送に優位性を持つ特定の事業者のみならず、マルチメディア放送の特性を活かした新しい放送番組を実現できる委託放送事業者の存在が不可欠であります。</p> <p>一方で、委託放送事業者にとって一般世帯に受信機の普及していない本サービス開始の当初では、広告収入や番組配信収入は期待できないため、委託放送役務の料金その他の提供条件の設定によっては、委託放送事業者の収益は大変難しくなる事が想定されます。</p> <p>そこで、下記3点について、委託放送事業者および関連事業者が自社の利益を優先し、市場原理に則していない取引を行わないようにすることを要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 委託放送役務の料金：委託放送役務の料金は受信端末の普及状況及びセグメント割当の需要に応じて変更することを要望します。 2. プラットフォーム：委託放送事業者または関係する事業者がプラットフォーム環境（認証・課金等の代行）を提供する場合に、特定の委託放送事業者のみに、そのプラットフォームが提供されるという不公平な扱いが行われないことを要望します。 3. プログラムガイド：利用者が番組を検索するプログラムガイド等において、特定の委託放送事業者の放送番組を優先して表示するなどの不公平な扱いが行われないことを要望します。 <p>そこで「委託放送役務の提供に関する事項」の審査においては、「委託放送業務の円滑な運営のための取組に関する計画がより充実していること」の中には「特に上記3点について委託事業者への公平な取引への配慮がより大きい事」を含めて審査されるよう強く要望します。</p>

意見書

平成22年 3月 5日

総務省 情報流通行政局
放送政策課 御中
放送技術課 御中

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

該当箇所	意見
<p>放送法施行規則の一部を改正する省令案ほか全般</p>	<p>テレビ放送のデジタル化による周波数再編が、特定の企業に偏ることなく全ての国民にとって有益となる周波数利用・割当がなされることを希望いたします。</p> <p>技術的条件の一部答申に基づき、複数放送方式が整備されることは、利用者の選択肢が広がるほか事業者の競争原理が働くことにより国民にとっての有益なサービスが提供されることと考えられるため改正案に賛成します。</p>
<p>207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案</p>	<p>全ての国民にとって有益となる周波数利用・割当がなされるよう、次の内容を希望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 開設計画の認定については、競争原理が働くよう参入事業者数を1に限定せず複数募集することを希望します。 ② 複数事業者の参入により、放送関連市場が拡大されることを希望します。 ③ 複数申請がある場合には、サービスの実現可能な2事業者程度に認定することを希望します。 ④ 比較審査基準については、放送方式の比較でなく、利用者に有益となる開設計画の評価審査を希望します。 ⑤ 国際的に普及する方式が国内利用できることは国際的に遅れることなく利用者の利便性向上が図られるなど有益と考えます。さらに放送の普及・発展の観点から国内外問わず健全な競争が行われることを希望します。